

議 事 録

日時	平成 30 年 7 月 18 日（水）午後 3 時 00 分～午後 4 時 15 分	
場所	福島テルサ 3 階 大会議室（あぶくま）	
議題等	平成 30 年度第 1 回福島県地域医療対策協議会	
出席者	福島県副知事	畠 利行 委員（会長）
	福島県医師会医師会長	佐藤 武寿 委員
	福島県医師会常任理事	石塚 尋朗 委員
	福島県病院協会長	井上 仁 委員
	福島県歯科医師会長	海野 仁 委員
	福島県看護協会長	今野 静 委員
	福島県立医科大学医療・臨床教育担当理事 兼附属病院長兼副学長	齋藤 清 委員
	福島県市長会長（相馬市長）	立谷 秀清 委員
	福島県国民健康保険団体連合会常務理事	阿部 敏明 委員
	福島県婦人団体連合会役員	高野 イキ子 委員
	福島県病院局病院事業管理者	阿部 正文 委員
	事務局、その他関係職員、 報道機関（福島民友、福島民報、河北新聞）	フルオープン

【要点】

- 平成 29 年度地域医療介護総合確保計画の事後評価案について、委員の了承を得た。
- 平成 30 年度地域医療介護総合確保計画案について、委員の了承を得た。
- 地域医療再生基金の執行状況等について、委員へ報告した。
- 地域医療対策協議会における医師確保対策の協議について、委員へ報告した。
- ふたば医療センター附属病院の対応状況等について、委員へ説明した。

【議事】

○ 議事(1)-①「平成 29 年度地域医療介護総合確保計画に関する事後評価案について」

(資料 1-1～1-3 により事務局から説明)

・ 島会長

平成 29 年度事後評価案についてご質問等はあるか。

特になければ、本案はご了承いただいたものとする。

○ 議事(1)-②「平成 30 年度地域医療介護総合確保計画案について」

(資料 2-1～2-4 により事務局から説明。その際、保健福祉総務課から国からの内示額が県の要求額どおりにならなかった場合の計画案修正について、事務局一任としたい旨、説明された。

(資料 2-2-1 により事務局から説明後)

・ 島会長

この提案事業に関して福島県医師会から一言願います。

・ 石塚委員

本事業に関して県医師会でアンケート調査を実施し、県内 1,140 診療所の約 45%から回答を得た。このうち医業承継問題に関心がある、あるいは将来的に関心が出そうだという回答が約 75%だった。

医業承継について関心のある項目として多く見られたのが「後継者の確保」、「後継者の育成」、「医業承継に係る制度や手続きに関する情報」であり、医師会としてもこの点を踏まえながら県内外の医師に向けて PR を行い、該当する自治体の方々と承継する医師をいかにトリート（待遇）するかということについて議論していきたい。

(資料 2-2-2 により事務局から説明後)

・ 島会長

この提案事業に関して福島県看護協会から一言願います。

・ 今野委員

地域包括ケアシステム推進のためには、地域におけるクリニックや施設の役割が非常に大きい。福島県においてはこれらに就業する看護職の約 80%が准看護師である。県看護協会においても看護職向けの研修会は実施しているが、(准看護師は)業務の都合上参加できない方が多いのが現状である。

このため、土日を活用した准看護師向け研修会の実施により、今後の医療動向等を理解していただき、より良いケア提供や准看護師の資質向上につなげていきたい。

・ 畠会長

平成 30 年度県計画案についてご質問等はあるか。

・ 立谷委員

相双地方において介護人材の不足が深刻である。

医師不足、看護師不足の問題も含めて今後色々と対応していく必要があるが、この（介護人材の不足）対策の 1 つとして、高齢者を活用する手がある。60 歳を過ぎた方でも豊かな人生経験を生かして色々できることは多い。ただし、その方への支援についても考える必要はあるが。

また、これは国でも随分議論されているが、介護人材として外国人を活用するべきという意見もある。看護師は看護の世界における意思伝達という意味で微妙なニュアンスの違いなど、言葉の壁があるため中々難しい。しかし、介護は看護と比べてそのハードルは高くない。

今すぐ対策をとるわけではないが、本県における高齢化の進行や相双地域等における深刻な介護人材不足という事情があることから、県としても是非研究を始めて欲しい。これは畠会長にお願いである。

・ 畠会長

特に避難地域を抱える相双地方での介護人材の不足が著しいということもあり、今年度は他の県や地域から来てくれた介護職員、その職員を出してくれた所に事務経費を支援するという制度を導入して少しずつ進めている。しかし、少ないパイを奪い合っても仕方ないので、来年度に向けて保健福祉部と議論し、抜本的な方法等ないか検討しているところである。

しかし、この課題解消には県の力だけでは中々できない部分もあるため、国にもしっかりと要望しながら、事業の効果を得られるよう予算の範囲内で執行に努めていきたい。

この他にご質問等はあるか。

特になければ、平成 30 年度の県計画案はご了承いただいたものとする。

○ 議事(2)「地域医療再生基金の執行状況について」

(資料 3-1～3-2 により事務局から説明)

・ 畠会長

ただいまの説明についてご質問等はあるか。

・立谷委員

まず、相馬地方や双葉地方への継続したご支援に対し感謝申し上げます。

そして、人工透析関係は現状なんとか間に合わせている状況であり、今後も継続したご支援をお願いしたい。

また、県立医大の寄附講座「災害医療支援講座」では、このスキームで来ている先生方に色々と貢献頂いており、この継続もお願いしたい。

・島会長

地域医療再生基金を有効に活用し、避難地域をはじめとする浜通り地方の医療の復興に引き続きしっかり取り組んでいく。

(立谷委員が持込資料によりご説明) ※資料 4 関係

・立谷委員

○ 医療法及び医師法の一部を改正する法律案の概要

今回の医療法改正では地域医療対策協議会の役割が過剰に期待されている部分がある。改正の概要の一つに、「医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設」があるが、地域医療に従事しない医師が院長になれない仕組みを作るもので、逆に地域医療に従事した医師を評価するものである。

問題と考えているのが、次（「都道府県における医師確保対策の実施体制の強化」）で、これは医師の偏在解消や確保の方法を地域医療対策協議会で提示するものである。しかし、本県は医師数自体が少なく、医師の再配分などできる状況ではない。これについては、市長会からも不可能だと言っているところ。知事会からも言っていただきたい。

○ 初期プログラム（または所在地）からみた採用状況

福島県では今年 95 人が初期研修を受けたが、後期研修は 85 人。10 人減っている。しかし、宮城県では初期研修から 40 名近く増えている（114 人→158 人）。これは東京も同じであり、東京の一人勝ち、東北では宮城県の一人勝ちとなっている。この状態で医師偏在が増長しているのが現実。これにどう対応していくかというのが、法改正の背景にあるが、（医師数が不足しているため、）実際に出来ることは限られている。

福島県市長会ではこれを看過できないため、全国市長会でもそういう議論をしている。また、地方で初期研修や後期研修を受ける方に何か特典を与えて欲しいと言っているが、現実味を帯びていない。

地域医療対策協議会で医師のアンバランスを解消しようにも、医師の絶対数が足りないことにはやりようがない。これを皆さんにご理解いただき、色々とお知恵があれば授けていただきたい。

・ 畠会長

事務局から何かあるか。

○ その他「地域医療対策協議会における医師確保対策の協議について」

・ 事務局（医療人材対策室長）

（資料4により説明）

・ 立谷委員

現在、問題となっているのが地域枠。例えば、山形大医学部に地域枠で入った学生のうち山形県に残っている方は3割程度だという。大抵は奨学金を返したら帰ってしまうなど、地域枠で果たして良いのか、地元枠に転換しようという意見もある。

県立医大では、地域枠の残留率はどれくらいか。

・ 事務局（医療人材対策室長）

奨学金の返還後に帰ってしまうという例は山形県より多くないと思う。

・ 齋藤委員

福島県はまだ良い方。立谷委員にご指摘頂いた件（立谷委員持込資料：初期プログラム（または所在地）から見た採用状況）では福島県は初期研修から10人減だが、東北の他県に比べると良い方だと思う。また、医療人育成支援センターを中心に頑張っており、これから地域枠の学生も増えていくため、現状、後期研修は85人という数値だが、今後上がっていくと思う。このまま5、10年経っても医師数は全国平均に届かないが、方向性は良い。

今程、事務局から説明のあった資料4の「医師確保計画」は非常に大事だと思うので、県に頑張ってもらいたい。今は医師の働き方改革についても随分言われていて、これも一緒にやる必要がある。医師は、一生懸命働くと働き過ぎになってしまうが、基準通りにすると医療が成り立たない、特に産婦人科、小児科、救急は難しい。

県としても色々と支援を考えて欲しい。医大としても、なんとか人材確保できるように引き続き頑張っていきたい。

・ 畠会長

この他事務局から何かあるか。

○ その他「ふたば医療センター附属病院の対応状況等」

・ 事務局（病院局病院経営課長）

（病院概要パンフレット等により説明）

・ 島会長：

予定していた議事は全て終了となるが、その他委員の皆様から発言等あるか。
特になければ事務局より願う。

・ 事務局（地域医療課長）：

次回の協議会開催については未定だが、開催する場合は改めて委員の皆様のご都合をお伺いの上、設定させていただく。

・ 島会長：

本日の協議会はこれにて終了とする。御協力感謝する。

以上